

治験関連書類への押印省略等に関する手順書

鹿児島大学病院

治験の実施に係る標準業務手順書【補遺1】

2020年7月1日（第3.0版）

鹿児島大学病院

臨床研究管理センター
治験管理部門

第一条 目的

本補遺は、「新たな「治験の依頼等に係る統一書式」について（医政研発 0710 第 4 号，薬生薬審発 0710 第 2 号，薬生機審発 0710 第 2 号/平成 30 年 7 月 10 日）」に従い，治験関連手続き書類への押印を省略する際の手順を定める。2020 年 4 月 1 日から，アガサクラウドシステムによる電磁的保管を開始したことにより，以降は電磁的申請を基本とする。

第二条 条件

押印省略は治験依頼者との合意を前提とする。

第三条 適応範囲

省略可能な押印は，第一条の通知で規定された書類における，「治験審査委員会委員長」「実施医療機関の長」「治験責任医師」の印章とする。

第四条 責任と役割

治験審査委員会委員長，実施医療機関の長並びに治験責任医師は，各々の責務で作成すべき書類の作成責任を負う。なお，電磁的保管および電磁的申請は，「治験手続きの電磁化における標準業務手順書【補遺 3】および業務責任者一覧表」に基づき，規定の範囲において当該担当者に業務の権限移譲し，業務を行わせることができるが，最終責任は各書類の作成責任者が負うこととする。

なお，紙保管の場合は，「治験分担医師・治験協力者リスト」にて，書類の作成及び保管等の事務的作業の支援を規定している場合についても，規定の範囲において当該担当者に業務を権限移譲し，業務を行わせることができるが，最終責任は各書類の作成責任者が負うこととする。

第五条 記録の作成

第四条に従い作成責任者以外が事務的作業を代行する際は，作成責任者への確認依頼日や承認日又は指示事項等を残すなど，作成責任者の指示であることが検証可能なような措置を講じる。なお，メールにて指示された場合，当該メールを保存することで記録に充てることができる。また，作成責任者の指示により治験依頼者に書類を提出する場合，宛先に作成責任者を含め当該メールを保存することで記録に充てることができる。

第六条 記録の作成が不要な場合

作成責任者が直接手書きした書類及び押印，署名等で作成者が検証可能な場合またはクラウドシステムにより査証可能な場合，第五条の対応は不要とする。

第七条 書類の作成日

各種書類の確認と最終承認は当該書類の作成責任者とし，当該責任者が最終承認した日を

書類の作成日とする。

第八条 治験依頼者との電磁媒体での授受について

作成責任者は承認もしくは確認を行った以降、受信側での改変ができないよう予防措置（書き込みパスワードの設定、改変困難な画像形式のファイルへの変換等）を講じる又は作成責任者監督の下、当該業務支援を許可した者に予防措置を実施させる。送付は改変予防措置実施以降とし、作成責任者以外（当該業務支援を許可した者）でも可とする。当該ファイルを送信する際には、ファイルの取り違い、送信先間違い等がないことを確認のうえ送信する。なお、クラウドシステムによる電磁的媒体の授受については、「治験手続きの電磁化における標準業務手順書【補遺 3】」を参照して実施すること。

第九条 電磁媒体での記録保存について

電磁媒体で記録を保存する場合、必要な期間中、見読性、保存性が担保される形式として、「治験手続きの電磁化における標準業務手順書【補遺 3】」に定める形式で保存するとともに、定期的なバックアップを実施する。必要な期間にわたって電磁的記録での保存が困難な場合は、印刷のうえ保存する。